

○津山圏域資源循環施設組合会計管理者の職務代理者を定める規則

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合会計管理者に事故があるとき又は欠けたときのその職務を代理する職員を定めることを目的とする。

(指定する職員)

第 2 条 津山圏域資源循環施設組合会計管理者に事故があるとき又は欠けたときのその職務を代理する職員は、津山市会計管理者の職務代理者とする。この場合において、津山圏域資源循環施設組合会計管理者の職務代理者となる者は、津山圏域資源循環施設組合職員に任命されたものとみなす。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。